

## 板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付要綱

(令和5年3月22日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区内に所在する私立幼稚園（東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和4年板橋区条例第17号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を含む。以下単に「私立幼稚園」という。）が送迎バス等の安全対策のために実施する事業に対して、その経費の一部を補助することにより、私立幼稚園における子供の安全・安心を確保することを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、私立幼稚園が実施する以下の事業とする。

#### (1) 送迎バスの置き去り防止事業

ア 送迎バスへの安全装置の設置

イ 国が作成した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等に基づく研修の実施やマニュアル等の作成

ウ その他送迎バスの安全点検や改修等の置き去り防止に係る取組

#### (2) 送迎バス以外の事故防止事業

ア 施設外及び施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止対策

イ 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等

### (補助事業の実施期間)

第3条 補助事業は、交付年度の3月31日までに完了しなければならない。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。

### (補助金交付額)

第5条 この補助金の交付額は、別表により定める補助基準額と補助対象経費として私立幼稚園が支出した額とを比較していずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

### (交付申請)

第6条 この補助金の交付申請は、別に定める期日までに別記第1号様式に係る書類を添えて、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が区長に対して行うものとする。

### (交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の申請書を受領したときは、関係書類を審査したうえで、補助金を交付すべ

きか否か決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは、別記第2号様式により、交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、設置者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、区長は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容を変更するものとする。

(実績報告)

第9条 設置者は、補助事業が完了したとき、補助事業を中止したとき又は補助事業を廃止したときは、別に定める期日までに、別記第3号様式に関係書類を添えて、補助事業の実績を区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による実績報告の審査その他必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第4号様式により、設置者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定により、補助金の額の確定の通知を受けた設置者は、別記第5号様式により、区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(決定の取消し)

第12条 区長は、設置者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。

(3) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第13条 区長は、第8条又は前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第14条 設置者は、第12条第1項第1号から第2号までの規定により補助金の交付の決定が取

り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 設置者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項の場合において、区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止）

第15条 設置者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その設置者に対して、ほかの同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

（財産処分の制限及び財産の管理）

- 第16条 設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、補助金等に係る予算の執行と適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等並びに同施行令第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める期間とする。
- 2 設置者は、前項に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
  - 3 区長は、前項の承認を受けて財産を処分することにより設置者に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に返納させることができる。
  - 4 設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額）

- 第17条 設置者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに別記第6号様式により区長に報告しなければならない。
- 2 区長は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることができる。

（調査）

第18条 区長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた設置者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(関係書類の保管)

第19条 補助金の交付の決定を受けた設置者は、補助金及び補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを補助事業の完了した年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）によるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、第2条第1号アについては令和4年4月1日から、それ以外の事業に要する経費については令和4年12月15日から適用する。

別 表（第 4 条及び第 5 条関係）

補助対象経費	補助基準額
<p>1 送迎バスの置き去り防止事業</p> <p>(1) 送迎バス用の安全装置の設置</p> <p>私立幼稚園の設置者が行う安全装置の設置に要する経費（需用費、備品購入費、委託料、役務費、工事費、リース料等）</p> <p>※国土交通省が策定した「送迎バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドライン（令和4年12月20日公表）」に適合する性能基準を満たしたものに限るものとする</p> <p>(2) 国が作成した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等に基づく研修の実施や、マニュアル等の作成</p> <p>私立幼稚園の設置者による安全装置の導入に伴う、外部講師による研修の実施やマニュアル等の作成に要する経費（需用費、講師謝金等）</p> <p>(3) その他送迎バスの安全点検や改修等の置き去り防止に係る取組</p> <p>私立幼稚園の設置者による送迎バスの安全点検や改修等に要する経費（需用費、備品購入費、委託料、役務費、工事費、リース料等）</p>	<p>送迎用バス 1 台あたり 1,000,000円</p>
<p>2 送迎バス以外の事故防止事業</p> <p>(1) 施設外及び施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止対策</p> <p>私立幼稚園の設置者による施設外・施設内の活動時の置き去り・見失い・飛び出し等の事故防止対策に資する経費（需用費、備品購入費、リース料、委託料、役務費、工事費等）</p> <p>※送迎バスによる園児の送迎を行っている施設については、送迎バスの置き去り事故防止対策を適切に講じることを補助要件とする</p>	<p>1 園あたり 1,000,000円</p>

(2) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等

私立幼稚園の設置者による以下の睡眠中の事故防止に資する機器の導入等に要する経費（需用費、リース料、委託料、役務費等）

※補助要件は以下のとおりとする。

①対象児童については、0歳から2歳の児童を対象とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、対象機器を使用する必要があると区長が認める場合は対象とする。

②対象機器については、①に定める対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動やカラダの向きを検知する等の機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（午睡チェック、無呼吸アラーム等）とする。

また、機器の選定に当たっては、実施主体において、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があること等、安全性等を十分に考慮した上で決定したものとする。

また、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」

（平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

③機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は対象外とする。

※送迎バスによる園児の送迎を行っている施設については、送迎バスの置き去り事故防止対策を適切に講じることを補助要件とする

1園あたり

1,000,000円

板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付申請書

（宛先）東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付資料

(1) 申請内訳

(2) 設置・導入する装置・機器、システム・設備等の概要が分かる資料

(3) 補助対象経費の積算内訳が確認できる資料

(4) その他必要な書類







年 月 日

板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金について、下記のとおり交付決定したので、通知します。

記

1 補助金の交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助条件

板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。

板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金実績報告書

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金実績額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付資料

(1) 実績内訳

(2) 契約日が確認できる書類

(3) 納品日・履行完了日・検査日が確認できる書類

(4) 支出日が確認できる書類

(5) その他必要な書類

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付け板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金実績報告書に基づき、板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金の額を下記のとおり確定したため、通知します。

記

補助金確定額

金 \_\_\_\_\_ 円







第5号様式（第11条関係）

板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付請求書

金額	百万	十万	万	千	百	十	一	円
----	----	----	---	---	---	---	---	---

ただし、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付け \_\_\_\_第 \_\_\_\_号 \_\_\_\_により交付額が確定された  
\_\_\_\_年度 板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金として、  
上記金額の交付を請求します。

(宛先) 東京都板橋区長

年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(宛先) 東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた板橋区私立幼稚園における送迎バス等安全対策支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）